

## 周辺地域におけるアートイベント開催支援業務委託仕様書

### 1. 件名

周辺地域におけるアートイベント開催支援業務委託

### 2. 目的

本市では、人口減少と少子高齢化が進む周辺地域へアーティストを呼び込み、アートイベントや制作活動等を通して文化・芸術の振興を図るとともに、地域住民との交流を促進することで地域の活性化を図る「アートレジオン推進事業」を進めている。

今回、ワークショップなどの体験型アートイベントを盛り込んだ「アート学校」を開催するとともに、地域団体とアーティストを繋げる「地域でアート・マッチングプロジェクト」を実施することで、周辺地域のにぎわい創出に繋げるとともに、文化・芸術の振興を通じた地域活性化を図る。

(※)周辺地域とは、大南・佐賀関・野津原地域をいう。

### 3. 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

### 4. 開催概要

#### (1) 周辺地域でのアート学校

概要：旧小学校アトリエ利用アーティスト(※)や地域住民等によるワークショップなどの体験型アートイベントを開催することで、地域内外からの誘客を図り、にぎわい創出に繋げる。

(※)旧小学校アトリエ利用アーティストとは、大分市がアートレジオン推進事業として実施している旧大志生木小学校及び旧野津原中部小学校を活用したアトリエを利用している者をいう。

日時：各周辺地域1日、午前10時～午後5時<予定>

場所：佐賀関地域は旧大志生木小学校、野津原地域は旧野津原中部小学校とし、大南地域は収容人数および駐車場等を考慮して実施可能な場所を提案すること。

#### (2) 地域でアート・マッチングプロジェクト

概要：周辺地域の団体（地域ふれあいサロン、自治会、小学校、まつり実行委員会等）とアーティストをマッチングし、ワークショップ等のアート体験などを通じて、地域住民の活力・生きがいがづくり、まちの賑わい創出、教育等に繋げ、地域活性化を図る。

開催数：各周辺地域で3箇所以上

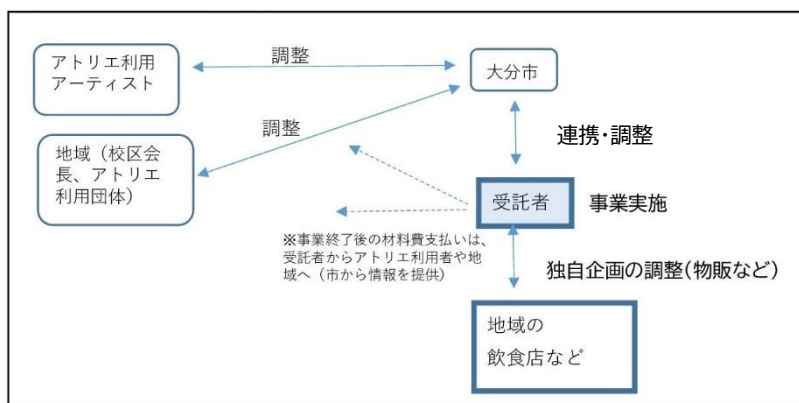
## 5. 委託業務の内容

### (1) アート学校の企画・準備・運営に関する業務

#### ①体験型アートイベントの企画・運営

- ・市と連携・調整しながら、子どもから大人まで参加できるワークショップや独自企画などを盛り込んだ体験型アートイベントの企画・運営を行うこと。
- ・独自企画にあたっては、集客向上および地域活性化となるための企画を提案すること。なお、校内のアトリエは公開可とする。
- ・旧小学校アトリエ利用アーティスト及び校区会長、アトリエを利用する地域団体との連絡・調整は市が行うが、事業終了後の材料費等の支払いは、受託者が実施すること。
- ・その他独自企画については受注者が連絡・調整すること。

<実施体制イメージ>



- ・各周辺地域で想定するイベント概要は以下のとおりとする。

地区	大南	佐賀関	野津原
イベント名称	大南アート学校	大志生木アート学校	野津原アート学校
会場	提案(※1)	旧大志生木小学校	旧野津原中部小学校
実施時期(案)	8月	11月初旬	3月初旬
アーティスト数	2人以上	各6人程度	
ワークショップ企画・講師	提案(※2)	原則として、実施地区の旧小学校アトリエ利用アーティストが企画し行う。	
講師謝礼金	提案	不要	
材料費等	提案	各180,000円 (補助スタッフ人件費含む)	
地域ワークショップ	提案	各50,000円 (内容は市と地域で調整する。)	
その他独自企画	提案		

- ※1 市の施設を利用する場合は、市が使用申請を行うものとし、使用料は発生しない。
- ※2 旧小学校アトリエ利用アーティストまたは大分市アーティストバンク専用ウェブサイト「POART」登録者から選定し、市と協議し決定する。

#### 【共通事項】

- ・材料費については、一部を参加者から徴収することも可能とする。
- ・内容の詳細については過去を参考にすること。

#### ②チラシ・ポスターのデザインおよび印刷（アート学校ごと）

- ・デザインは、市の承諾を得るまで校正すること。
- ・チラシはA4カラー片面各1,000枚以上、ポスターはA2片面各15枚程度印刷し、チラシは20部ずつ仕分けをして納品すること。

#### ③参加者の受付、参加決定通知

- ・事前申込制ワークショップの参加申込みを受け付けし、集約すること。なお、多数時は市が抽選を行う。
- ・申込者へ当選、落選の通知を文書またはメールにて行うこととする（通知の内容については事前に市の承諾を得ること）。

#### ④アーティストパネルの作成

- ・アーティスト紹介パネルを3地域全体で5枚程度制作すること。A1サイズで材質はスチレンボード等を使用すること。
- ・写真等の素材は市が提供し、デザイン・レイアウトは受託者が考案し、市の校正を経て制作すること。

#### ⑤会場の清掃・設営・撤去、原状回復に係る一切の業務

- ・佐賀関・野津原地区のイベントエリアの簡易清掃（旧校舎の2フロアを予定。床掃除、トイレ清掃等）
- ・テーブル（450mm×1,800mm）及びイスを、市と設置場所を事前に協議したうえで設置すること。なお、野津原会場はテーブル35卓、イス80脚を用意すること。
- ・テーブルは汚れないように全てにビニール製の白衣等で対策すること。
- ・野津原会場には屋内に飲食するスペースがないので留意すること。
- ・会場の位置が分かりにくいいため、来場者用の誘導看板（市所有既存誘導看板：佐賀関会場は3枚、野津原・大南会場は各1枚）を、倒れないように設置すること。なお、設置場所について、事前に市と協議のうえで行うこと。

- ・熱中症対策、寒さ対策等を安全に十分配慮し実施すること。
- ・その他、提案内容に応じて発生する物品は、経費に計上すること。
- ・イベント終了後は原状回復すること。

#### ⑥当日の運営、記録

- ・開催当日1名程度(会場入り口案内兼来場者カウント等)のスタッフを配置すること。
- ・野津原会場については、イベント開催中(前後30分追加)は、駐車場に警備員を1名配置すること(佐賀関会場は不要)。なお、大南会場については必要に応じて配置することとする。

#### ⑦アンケート集計

- ・市が実施したアンケートの集計を行うこと。

#### ⑧実績報告

- ・イベント終了後、開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

### (2) 地域でアート・マッチングプロジェクト

#### ①アーティストと周辺地域のマッチング

- ・周辺地域の団体(地域ふれあいサロン、自治会、小学校、まつり実行委員会等)とアーティストをマッチングし、地域住民の活力・生きがいをづくり、まちの賑わい創出、教育等に繋がる、ワークショップ等のアート体験を実施すること。
- ・3周辺地域で各3箇所以上実施すること。
- ・周辺地域の団体は、以下のような営利を目的としない公共性のある団体とする。
 

(例) 高齢者ふれあいサロン	×	作家	=	オリジナルうちわ作り
小学校または子ども会	×	画家	=	みんなで大きな絵画づくり
地域のまつり実行委員会	×	画家	=	ライブペイント など
- ・アーティストは、各地域の旧小学校アトリエ利用アーティストまたは「POART」登録アーティストを登用すること。
- ・マッチングの内容については、提案のみによらず、市と協議をしたうえで進めることとする。プロポーザルの提案時点では、実施団体の案と実施内容の概要案までに留めること。
- ・実際にアーティストと団体のマッチングを調整する際は、市が指定するアドバイザーを通じて行うこととし、アドバイザーの謝礼金としてあらかじめ45,000円計上すること。  
※会場は、団体が日頃使用している会場も使用可能とする。また、市の施設を利用する場合は、市が使用申請を行うものとし、使用料は発生しない。

## ②企画、準備、運営等

- ・実施に向けて、アーティストと開催団体等と材料等の打ち合わせを行い、必要な材料費、謝礼等を支払うこと。
- ・材料費については原則委託料の中から捻出することとするが、参加者が不特定多数で捻出が困難なことが想定される場合等は、必要な費用を参加者から徴収し、材料費に充てることも可能とする。
- ・開催当日、2名以上（進行管理、撮影記録等）のスタッフを配置すること。

## ③アンケート集計

- ・市が実施したアンケートの集計を行うこと。

## ④実績報告

- ・イベント終了後、開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

## ⑤周辺地域の飲食店、施設等への「POART」のスポット登録について、3施設の登録申請を目標に促進すること。

## (3) その他業務

事業実施に伴う廃棄物等については、適正な廃棄処理をすること。

## 6. 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果物のすべては、市に帰属するものとする。また、成果物に含まれる校正素材（写真、イラスト等）については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

## 7. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

## 8. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

## 9. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、この事業で知り得た情報等をもとに、登録者等に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、委託業務期間中、委託業務終了後を問わず、一切行わないこと。なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

## 10. その他

- ・ 委託期間中に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること
- ・ 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと
- ・ 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする
- ・ 受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること